

# 秋田県花いっぱい運動の会会則

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は、秋田県花いっぱい運動の会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、秋田県秋田市上北手荒巻字塚切24番地の2(遊学舎内)におく。

(目的)

第3条 この会は、愛と平和の象徴である花を基調として、より良い郷土を建設し、県民生活の向上に資することを目的とする。

## 第二章 会 員

(会員)

第4条 この会の会員は、秋田県内の花の会及びこの運動の趣旨に賛同する各種団体、機関、個人等で、この会に参加申込みした者とする。

## 第三章 事 業

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 花いっぱい県民運動の推進
- (2) 全県花の会員による大会の開催
- (3) 花を通じた文化運動の推進
- (4) 花の栽培についての講習会、研究会、展覧会等の開催
- (5) 種苗、農業肥料等の共同購入や斡旋
- (6) 機関紙、各種出版物等の発行
- (7) その他、この会の目的達成のための必要な事業

## 第四章 役 員

(役員の数と任務)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長3名、理事若干名(うち理事長1名)、監事2名

2. 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
4. 理事長は、この会の業務を総理する。
5. 理事は理事会を構成し、この会の運営にあたる。
6. 監事はこの会の会務及び会計事務を監査する。

(選任)

第7条 理事及び監事は総会で選任する。

2. 理事は会員以外から選任することができる。
3. 会長、副会長は理事会で互選し、理事長は会長が委嘱する。

(顧問、参与及び技術指導員)

第8条 この会の運営上、重要な事項を諮問するため顧問及び参与をおき、更に技術指導の推進委員をおくことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 技術指導員（推進委員）は県内の花の会の推薦により理事会にはかつて会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。この任期間に異動があった場合は前任者の残任期間とする。

## 第五章 会 議

(会議の種類)

第10条 この会議は、総会、理事会とする。

2. 通常総会は毎年1回とし、臨時総会は理事が必要と認めたとき開催する。
3. 総会は会長が召集する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 歳入、歳出、予算の議決及び決算の承認に関する事
- (4) 役員を選出に関する事
- (5) その他、特に重要な事

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じて会長が召集する。

2. 理事会は次の事項を審議し、執行にあたる。
  - (1) 総会に委任された事項
  - (2) 総会に討議する事項
  - (3) その他、会の業務運営、執行に関する事

(会議の定数と議決)

第13条 総会及び理事会は、出席者の過半数で決定する。

## 第六章 事務局

(事務局)

第14条 この会の事務を運営するため事務局をおく。

(事務局員)

第15条 事務局には次の職員をおき、その任免は理事会の承認を得て会長が行う。

幹事 若干名（うち事務局長1名）

## 第七章 会計

(会計)

第16条 この会の経費は、次の収入で賄う。

- (1) 委託金
- (2) 寄付金
- (3) 会費
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第八章 補則

(委任規定)

第18条 この会で定めるもののほか、会の運営その他に関して必要な事項は理事会の承認を得て会長が定める。

付 則 この会則は、昭和35年3月22日から執行する。

(昭和39年4月25日 一部改正)

(昭和55年5月 9日 一部改正)

(昭和60年4月24日 一部改正)

(平成 5年4月28日 一部改正)